

長野県議会議員選挙の選挙区および選挙区の定数の検討にあたって

2015年9月24日 日本共産党県議団

団長 小林 伸陽

はじめに

「公職選挙法の一部を改正する法律」が平成27年3月1日から施行され、選挙区の規定方法が改正前の「郡市の区域」から一定の要件の下で「市町村」を単位として設定することも可能となりました。

平成27年4月の県議会議員選挙は「選挙区等の検討は条例周知期間を勘案すると、十分な検討時間が取れないことから困難であり、現行の選挙区でやむをえない」（長野県議会選挙区・定数研究会検討結果報告…平成26年2月19日）として従来通り実施されました。

いま、次期（通例では平成31年予定）の改選に向けて、議会として検討を始める方向で動きだしていますが、現状のどこに問題があり、どのような考え方のもとにどう変えていくのか長野県議会としての真剣な検討が求められています。

日本共産党県議団はこの間、過去の選挙結果を踏まえながら、有権者の声を聞きつつ、現行制度の問題点などの分析を重ねてきました。

県議選の投票率は近年著しく低下を続け、本年行われた選挙は投票率48.92%とはじめて過半数を割る深刻な状況となりました。また、立候補者数の減少や無投票選挙区の増加と固定化など、有権者の代表を選ぶ選挙であるにもかかわらず、機能低下は放置できない事態にもなっています。

さらに深刻なのは1人区では制度上、投票した有権者の多数の声が切り捨てられている状況もあり、これらの改革は待ったなしの課題であると考えます。

日本共産党県議団は改革の前提となるいくつかの点で、議会はもとより幅広い県民的議論を行い、民意がより反映される民主的で合理的な改革になることを願って、以下の基本的な考え方を区割りや選挙区、定数を考える前提問題としてお示しさせていただきます。

現行制度における課題と問題点

① 民意が反映されにくく、無投票になる1人区

平成27年4月施行の第18回県議会議員選挙は投票率48.92%と最低を更新し、しかも無投票選挙区が10選挙区（38.5%）と近年では最多になり、そのうちの1人区が7選挙区70%にもなっています。

11ある1人区の大半が無投票ということになり、連続3期無投票という選挙区も生まれるなど、1人区の問題をこのまま放置するなら県政への関心も損なわれ、さらに投票率が下がることが懸念されます。

加えて、投票者の声はどう議会に反映されるかという視点で見れば、1人区の諏訪市では43.7%（投票総数18,905人、当選者の得票数8,253人）の声しか県政に届かず、松本市の84%（投票総数84,384人、当選者の得票数71,919人）

と比べればあまりの不平等が歴然となっています。これは1人区の避けがたい制度上の課題であり、民意の公正・公平な反映という観点から、1人区をできる限り解消することが必要です。

② 1票の格差が2.25倍

1票の格差問題は国政選挙では「憲法違反」の判決すら出されています。本年の選挙でも1人当たり人口が一番大きい諏訪市選挙区と、一番小さい東筑摩郡選挙区を平成27年4月1日時点の人口で比べてみると、諏訪市は人口49,763人で1議席、東筑摩郡は22,107人で1議席となりその差は2.25倍になります。(正確には最新の国勢調査結果で比べる必要があります。)

次に大きい安曇野市区でくらべてみても、安曇野市区は95,461人で2議席であり、格差は2.16倍となります。この状態も法の下での平等からすれば改善が求められ、せめて2倍以下にすることが急務です。

③ 飛び地の解消

広い県土をもつ本県の選挙区は飛び地についても5選挙区あり、広範な選挙区でかつ1人区が多いことも特筆されます。

本年3月の法改正により、選挙区の検討に当たっては一部地域だけでなくすべての地域を対象とする必要があることから、飛び地の解消も行政区画、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮し、任意合区等を合わせて検討し、近接市町村による新たな選挙区なども設定しながら、合理的に解消していくための検討が求められます。

議員定数について

平成23年9月現在の調査で長野県議会の条例定数58人は全国15位であり、議員一人あたりの人口は19位となっています。市町村数(2位)や県の面積(6位)を加味すれば58人が特段多いとは言えず、むしろ中山間地が多く市町村数が多いことから、議員定員の減員は市町村からの意見の反映をし難くしてしまうことの影響のほうが重大であると考えます。

したがって定数は現行どおりの58名とすることが望ましいと考えますが、現行の問題点を解決することを基本に、県財政や県民感情を踏まえた、県民的議論が必要だと考えます。

以上